

## 八潮市協働のまちづくり推進事業助成金について

八潮市協働のまちづくり推進事業助成金については、平成26年度に制度を創設、令和2年度に対象事業や助成額等の改正を行い、令和6年度までに16団体・24事業に1,358,359円を交付している。

助成金の対象事業等については課題等があり、また、制度改正から5年が経過することから、本助成金について市民活動推進会の意見を聴取し、より良い助成制度とするものである。

### 1. 助成金の目的

市民活動団体がそのノウハウを活用して自主的・自発的にまちづくりの課題に取り組む事業に対して助成し、協働のまちづくりを推進する。

### 2. 対象事業

八潮市協働のまちづくり推進事業助成金の対象事業は、次に掲げる事業のいずれかに該当する公益性のあるもの（定期的又は恒常に行われているものを除く。）をいう。

- (1) 健康及び福祉の増進に関する事業
- (2) 子どもの健全育成に関する事業
- (3) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (4) 景観美化、環境保全に関する事業
- (5) 観光及び産業の振興に関する事業
- (6) 芸術、文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関する事業
- (7) その他本市のまちづくりに関する事業

なお、次のいずれかに該当するものは、助成対象外

- (1) 営利目的又は報償を受けて行うもの
- (2) 本市若しくはその他の団体等から当該事業に対して、別に補助金等の財政的支援又は委託を受けて行うもの
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的として行うもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの

「定期的又は恒常的に行われているものを除く。」については、令和2年4月に追加（要綱改正）

#### 改正理由

本助成金をきっかけに活動内容を展開してもらうねらいがあるとともに、通常活動への利用を防ぐため

### 3. 助成の種類及び助成額等（令和2年4月～）

対象団体	助成額	助成金交付翌年度の申請
1 発足後3年以上の団体	対象経費の3分の2以内 (限度額10万円)	不可
2 発足後3年未満の団体	対象経費うち 限度額5万円	可

※1,000円未満の端数切捨て

改正前の助成額：対象経費の2分の1（限度額10万円）

### 4. 課題等

#### ①対象事業について

- ・対象外事業の「定期的又は恒常的に行われているもの」の判断が難しい。

#### ②助成の種類及び助成額等について

- ・同一団体で翌年度に別事業を実施する場合は申請できない。
- ・発足後3年以上の団体は、隔年で申請することができる。
- ・複数の団体が関わる事業については、別団体名で申請することができる。
- ・予算額以内での助成のため、申請団体数等によっては既定の助成額が交付できない場合がある。

### 5. 対応案

①対象外事業の「定期的又は恒常的に行われているもの」については、運用・解釈により定期的・恒常的な活動・事業を定める。

#### 定期的：継続して実施する事業

地域のお祭りや季節ごとのイベント（新年会、納涼会等）

定期演奏会

定期的に開催する研修会や学習会

初版でない刊行物などの発行

### **恒常的：日常的に一定の状態が続く事業**

年に数回開催するイベント

防犯パトロール、環境美化活動

- ②助成の種類及び助成額等については、市民活動推進委員会の意見を聴取し、改正の可否を決定する。

## **6. 今後のスケジュール**

---

- ①対象外事業の「定期的又は恒常的に行われているもの」

令和8年度から運用（市のホームページやチラシ等で周知）

- ②助成の種類及び助成額等について、改正が必要な場合

令和8年度第1回市民活動委員会

改正案を提示・審議

(パブリックコメント実施)

令和8年度第2回市民活動委員会

(パブリックコメント実施の場合は対応案の検討)

令和9年度 改正